

## 一般社団法人マイスターズクラブ会員規程

### ( 総則 )

第1条 この規程は、一般社団法人マイスターズクラブ定款（以下「定款」とする）第2章に基づき、当法人の会員制度について定める。

### ( 会員の種別 )

第2条 当法人の会員の種別は、定款第5条に定めるとおり、正会員、準会員および賛助会員によって構成する。

### ( 正会員の資格 )

第3条 当法人の正会員は、当法人の目的に賛同する者で、建築士又はインテリア関連の資格を持った者とする。

### ( 準会員の資格 )

第4条 当法人の準会員は、当法人の目的に賛同する者で、正会員の経営する事業所又は法人に所属する所員あるいは従業員等の被雇用者で、所属以外の正会員1名の推薦を受けた者とする。

### ( 賛助会員の資格 )

第5条 当法人の賛助会員は、当法人の事業を賛助するために理事会の承認を受けた者とする。

### ( 入会申込 )

第6条 当法人への入会を希望する者は、当法人所定の入会申込書に必要書類を添え、事務局に提出するものとする。

### ( 入会金及び会費 )

第7条 当法人の会員は、以下の区分に従って入会金を納めなければならない。

- (1) 正会員 金20,000円
- (2) 準会員 金20,000円
- (3) 賛助会員 別途規則による

2 当法人の会員は、以下の区分に従って年会費を納めなければならない。

- (1) 建築士である正会員 金36,000円

- (2) 上記以外の正会員 金 24,000 円
- (3) 準会員 金 12,000 円
- (4) 賛助会員 別途規則による

3 前項の他、当法人を指名団体とする設計業務斡旋に応じた応能会費として、別に決めた会費を納めなければならない。

#### (会費の納入)

第8条 当法人の会費は年払い制とし、原則として1年度分を一括して納入するものとし、その納入期限は、3月31日とする。

2 応能会費の納入時期は毎月の納入依頼書による。

3 年度途中で入会した者の当該年度の年会費は、入会が承認された日の属する月以前の月数に応じて軽減する。

4 入会金及び会費の納入は、当法人の指定する金融機関に各会員が振込により実施するものとし、その手数料は会員負担とする。

#### (会費の返還等)

第9条 当法人は、定款第9条ないし第11条に定められた退会等の際し、既に納付された会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

2 会計年度中に、会員種別の変更があっても会費の変更は行わないものとする。

#### (会員資格の取得)

第10条 当法人の会員は、所定の入会手続きを経て理事会が承認をしたのち、入会金及び年会費の納入が確認された時点で会員として登録される。入会日は登録日とする。

#### (異動届出)

第11条 会員は、その氏名又は名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、当法人所定の異動届を速やかに提出するものとする。

2 会員が前項の変更手続きを行わなかったことにより被った不利益については、当法人は責任を負わないものとする。

#### (退会届出)

第12条 会員が当法人の退会を希望する者は、当法人所定の退会届を事務局に提出するものとする。ただし、未払い会費等がある場合には、会員はこの支払いを免れないものとする。

( 休会及び会費免除 )

第 1 3 条 会員が休会しようとする場合には、当法人所定の休会届に必要書類を添え、事務局に提出するものとする。

2 理事会は、当該会員が次の各号の一に該当するときは、その決議により当該会員の休会を認め、次年度からの会費を免除することができる。

病気療養のため、1年以上その業務を離れるとき

海外滞在のため、1年以上日本を離れるとき

上記のほか休会の必要を認めるに足る十分な事由が存在するとき

3 前項の規定による休会の期間は、当該事由が止んだ旨、本人から申し出があったときまでとする。ただし、その期間は5年を超えることができない。

( 規程の改定 )

第 1 4 条 本規程の変更については、理事会の決議による。ただし、入会金及び会費の金額の変更については社員総会の決議による。

附 則 本規程は、一般社団法人マイスターズクラブの設立日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日作成